

サーモコントロール断熱改修推進事業 補助金申請書 (3ページ/全4ページ)

申込書は組合員経由で事務局へご提出ください。

下記の《同意事項》の内容に同意し、申請内容に間違いが無いことを確認したうえで署名します

年 月 日	建物主(申請者) 署名・捺印	氏名	印
-------	-------------------	----	---

※建物主(申請者)本人が必ず署名捺印してください

《同意事項》 ※必ずお読みください。

1. 補助金の交付

サーモコントロール断熱改修推進事業の補助金交付対象は、関東防水管理事業協同組合事務局(以下、「事務局」という)の示す要件を満たした断熱防水改修工事とします。

サーモコントロール断熱改修推進事業(以下、「本事業」という)の申請者とは、補助金交付対象となる建物の所有者であり、かつ本事業の補助金の申請書に建物主として記載された者をいいます。

本事業の補助金交付は、申請者が申請書および添付書類により交付申請を行い、当該交付申請情報が事務局に到着し、事務局によって専用の登録システムに正しく入力・承認された後に、申請者により登録された口座に補助金が振り込まれることにより行われます。

2. 交付された補助金の訂正等

申請者に補助金交付された場合、事務局は申請者に対して事務局が定める方法により補助対象となる面積と補助金額が記載された通知(以下、「補助金申込受領通知書」)を送付します。

交付内容に誤りがある場合は、申請者・事務局のいずれの責による場合でも、交付された補助金額を本来の適正な金額に訂正する権利を事務局は有します。

3. 登録内容の変更届出

申請者が事務局に通知した交付申請情報の個人データに変更が生じた場合、申請者は速やかに変更内容を事務局に連絡するものとします。

申請者から上記連絡がない場合、事務局は当該申請者からの交付申請を無効とすることができるものとします。

4. 交付申請の変更・キャンセル

申請者は既に行った交付申請の内容変更およびキャンセルはできません。万が一、交付申請の内容変更・キャンセルが生じた場合、事務局の故意または重過失に起因する場合を除き、事務局は申請者に対して補助金の返還に関する責任を負いません。

5. 申請対象建物の調査等

事務局は、本事業の適正な実施を図るため、申請者に対して必要に応じ電話による問い合わせや追加書類の提出、申請対象建物への立ち入りを含めた現地調査に協力をお願いする場合があります。

上記調査等にご協力いただけない場合または上記調査等により本事業の補助金交付対象にならないことが確認された場合、事務局は当該申請者に対する補助金の交付を停止、または返還を要求することができます。

6. 免責

事務局は、申請者の故意または過失に起因して第三者により使用された補助金に関して、申請者に生じた損害についての一切の責任を負いません。

7. 個人情報の管理

事務局は事務局運営にあたり、申請者から提出された個人情報について、個人データへの不正アクセスや個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩等防止に関する適切な措置を行いました、その見直しを継続して図ることにより、個人情報の保護に努めるものとします。

また、事務局は申請者に関する個人属性について統計的に処理したデータを公表することがあります。

8. 事業の内容変更・終了

事務局は、本事業の終了またはその内容の変更を行うことができるものとします。この場合、事務局は、本事業の終了、停止、規約の変更などによって申請者に何らかの損害、不利益が生じた場合であっても、当該損害などが事務局の故意または重過失による債務不履行または不法行為に起因するものでない限り、一切責任を追わないものとします。申請者は本規約の変更については、事務局が自らのホームページ等で変更内容を公表した後は、変更の事実およびその内容を承認したものとみなします。

《注意事項》

※事務局は、本事業の補助金交付申請等について、取消等を行なう場合を含め、原則として一度提出いただいた申請書を申請者に返却いたしません。

※最新の事務局のホームページまたは印刷物等に記載された本規約の内容や事務局からの告知等の内容は、すべて過去の規約や告知等の内容に優先するものとします。最新の規約や告知等の内容と相違する従来の規約や告知等の内容は、最新の事務局のホームページまたは印刷物等に記載された告知等の内容に改定されたものとみなします。

※申請に関して不明な点は申請の手引きをご参照ください。

注意！

申請される方は、本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください

申込書は組合員経由で事務局へご提出ください。

お申込時に必要な下記の本⼈確認書類を添付願います。

○ 補助金申請時に必要な書類

《個人の場合》

本⼈確認ができる書類のコピー …… 1部

【対象となる書類】 いづれも申請時点で有効期間内のもの

- ① 運転免許証(国際運転免許証は除く)
- ② 日本国パスポート
- ③ 住民基本台帳カード(顔写真が掲載されているもの)
- ④ 外国人登録証明書
- ⑤ 健康保険証＋住民票(同一氏名のもの)

《管理組合法人・その他の法人の場合》

商業登記の現在事項証明書または履歴事項証明書のコピー …… 1部

《法人でない管理組合・自治会の場合》

現在の理事長などの管理者の選任に関する決議のある
総会等の議事録のコピーもしくはそれに準ずる書類のコピー …… 1部

注意！
申請される方は、本申請書のコピーをとり、お手元に大切に保管してください